

第59回日本図書館情報学会研究大会シンポジウム
(2011年11月13日 日本大学文理学部)

電子書籍時代の図書館のあり方 —図書館情報学の観点からの一考察— 【ウェブ公開につき最終スライド追加】

京都大学附属図書館研究開発室

古賀 崇

tkoga@kulib.kyoto-u.ac.jp

http://researchmap.jp/T_Koga_Govinfo/

1

本日の内容

- 「電子書籍時代の図書館」を考察するための前提
- 「多様な資料・著作物に自由にアクセスでき、それらを利用できる場」としての図書館の維持・発展
- 書籍以外の資料・著作物への視点
 - 福井健策弁護士の「全メディア・アーカイブ」試案
 - 「パッケージ化されていない情報」への視点

2

はじめに

「電子書籍時代の図書館」を
考察するための前提

3

前提(1)

- 武田徹『殺して忘れる社会：ゼロ年代「高度情報化」のジレンマ』河出書房新社, 2010 より
 - “「忘れない社会」のために”(p. 224-227.)
 - (初出:産経新聞 大阪版夕刊 2005年8月22日)

4

武田氏曰く

- 「古いレコードのデジタル化」の個人的な作業より
 - 標準なき記録技術の脆弱さ
 - 共有を求めても著作権法のカベがある
- (国立国会図書館の「真理は我らを自由にする」のモットーを踏まえ)
“今は可能な限り網羅的に文化資産を保存し、公開し続ける—。それは多様な価値観を擁し、批判社会を持った未来社会を導くために、今できることをしておく政治的な選択なのだ。”

5

武田氏曰く(続き)

“だが、今や表現のスタイルは多様となったし、情報量は膨大となり、そうした保存・公開の役割が図書館だけではカバーできなくなっている。技術の変遷を乗り越えられる標準的なデジタル記録方式の確立への働きかけ、図書館のような拠点施設に集約しきれない情報をネット社会全体で分散的に共有してゆけるような仕組み作りと、それを支える新しい法制度の提唱—考えておかなければならないことの多さ”

6

前提(2)

- 『Into the Future: デジタル情報社会に潜むデータ保存の危機』日本語版, 紀伊國屋書店(発行), 1998. (VHSビデオ; オリジナル米国版1997)
 - ボイジャー(米国)創業者Bob Stein氏のコメント
“現在作っているもの[=マルチメディア作品]は100年後は使えないだろう。25年後ですら無理だと思う。7、8年前のものでも再生できないものもある。”
 - 媒体自体の耐久性の問題、再生機器側の問題
 - 最後のひとこと: Jeff Rothenberg氏(ランド・コーポレーション上級研究員)

7

前提(3)

- 田窪直規教授曰く“図書館も博物館も文書館も「へったくれ」もない世界”
 - 『図書館・博物館・文書館の連携』(図書館情報学のフロンティアNo. 10, 勉誠出版, 2010)巻頭総論、および昨年の当学会研究大会シンポジウム(於: 札幌・藤女子大学)
- 背景としてのデジタル化
+ (古賀の私見では)多様な表現のスタイルと、その「アーカイブ化」へのニーズ
 - 書籍、文書、音声、映像、コンピュータ上の表現、「研究資源」など...

8

論点(1)

「多様な資料・著作物に自由にアクセスでき、それらを利用できる場」としての図書館の維持・発展

9

制度・政策の進展と課題(1)

- 文化庁「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」(2010年12月～)
→「デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項」に係るまとめ(案) (2011.8.26)
 - 国立国会図書館(NDL)の「デジタル化資料」の送信につき、以下を担保した上で著作権法改正(権利制限規定の創設)を示唆
 - ①送信先の限定(公立図書館、大学図書館)
 - ②送信データの利用方法の制限(プリントアウト不可)
 - ③対象出版物の限定(市場における入手が困難な出版物等)

10

制度・政策の進展と課題(2)

- 国際図書館連盟(IFLA)などによる「図書館・文書館に対する著作権の例外・適用除外に関する条約(TLIB)」の提案(2009年より)
 - バージョン3.0の案と解説(2011年8月)
<http://www.ifla.org/en/node/5775>
 - 権利制限ないし著作物利用に関する一般規定創設をめざす → WIPOへ働きかけ
 - 「電子的著作物ないし電子的記録の利用に対する、ライセンスや技術的手段を通じた制約」を回避
 - 図書館での貸出、著作物の保存・修復、教育・研究目的での使用や私的使用の確保、障がい者の利用の確保、「孤児著作物」の利用の確保 など

11

「誰にも知られずに読む権利」+ α

- Richardsの“「知的プライバシー(Intellectual Privacy)」の4つの領域”
 - 思考と信念の自由
 - 場所のプライバシー
 - 秘密に行う知的探求の自由
 - コミュニケーションの秘密性

(Richards, Neil M. “Intellectual Privacy.” Texas Tech Law Review, 87(2), 2008, p. 387-445.)

【参照】高嶺裕樹「図書館記録の秘密性:「誰にも知られずに読む権利」とプライバシー」第2回京都国際図書館フォーラム, 2011年8月8日, 京都大学吉田キャンパス

→「ひとりでの読書の場合・機能」とともに「読書経験を共有できる場・機能」も求められる? (cf. ラーニングコモンズ)

12

“技術の変遷を乗り越えられる 標準的なデジタル記録方式”

- 電子書籍のフォーマットは「EPUB方式」で收れん？
 - DAISYとのつながり
- 保存のフレームワークと表示・表現のフレームワーク
 - 萩野正昭氏（ボイジャー社長）のいう「原液」
 - 構造
 - レイアウト

...などの要素

13

論点(2)

書籍以外の資料・著作物への視点

14

ひとつの提案の紹介

福井健策「国会図書館法を改正し、投稿機能付きの全メディア・アーカイブと権利情報データベースを始動せよ」『日本知財学会誌』7(3), 2011, p. 26-34.

15

福井弁護士提案

- Europeana(EU電子図書館＝メディア横断型)、Google Books和解案、「長尾構想」をミックスさせた「思考実験」
- 市販中の作品、海外作品は「オプトイン」＝権利者の指示により公開・価格設定可
- 非市販、権利者不明作品は「オプトアウト」＝6ヶ月予告し、権利者の反対がなければ公開。その後も権利者が指定すれば価格変更・公開停止は可能
- パブリックドメインのもの、クリエイティブ・コモンズ(CC)ライセンスなどあるものは無料公開
- ユーザーからの投稿も受付：上記の枠組みで公開しないし非公開
- 権利情報DB上の登録と連動
- 課金・決済機能を持たせる

16

福井弁護士の提案をめぐって

- 「担い手の有力候補は国立国会図書館」でよい
か？ どこまでできるか？
- 「投稿」を生かす余地はあるだろう
 - 「手作りの本・電子書籍・コンテンツ」の保存・共有
 - 「ユニークなコレクション」の保存・共有

17

「パッケージ化されていない情報」 の保存・アクセス保障は？

- 「オープン・ガバメント」のもとでの政府情報
 - 「パッケージ化された著作物（例：白書）」にとどまらず、政府活動の各種データをCSV・Excelなどの形式で提供
 - 統計情報や議会等の議事録など
 - 分析・加工は利用者の側に委ねる
 - データ自体の正当性を遡及的に検証できるか
- その他の統計情報
 - 例：OECD iLibraryにおけるOECD Statistics（統計データ）

18

おわりに

19

- 電子書籍・電子ネットワークの時代における図書館（あるいは他との連携）の役割
 - 多様な文化資産の保存・公開と自由な利用の保障
 - “多様な価値観を擁し、批判社会を持った未来社会を導く”
 - 「文化資産の多様性」に即した機能や制度・政策の追求
- 論じきれなかった点
 - 流通と「検閲」
 - 資料組織・書誌コントロールのあり方
 - 「知の変容」とリテラシー教育 など...

20

【追加情報】

- 「図書館・文書館に対する著作権の例外・適用除外に関する条約(TLIB)」などのIFLAの取り組みは下記にて詳述。
 - <http://www.ifla.org/en/copyright-tlib>
- 福井弁護士は下記にも掲載。(『日本知財学会誌』掲載論文に一部加筆)
 - 福井健策「『全メディアアーカイブを夢想する』:国会図書館法を改正し、投稿機能付きの全メディア・アーカイブと権利情報データベースを始動せよ」(知財、メディア & アートの法務 第15回) 骨董通り法律事務所 for the Arts, 2011年5月30日.
http://www.kottolaw.com/column_110530_2.html